令和4年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和4年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和4年6月7日(火) 午前10時~ 午後0時30分
場所	宇治市役所8階大会議室
出席者	(委 員)大槻委員 島多委員 能瀬委員 檜垣委員 村中委員 吉田委員
	和田委員
	(事務局)中嶋課長 次郎内副課長 綿引係長 古池主任 前田主任
	(実施機関)総務・市民協働部 総務課 総務統計係 山村係長
	教育部 教育総務課 教職員係 坂元主任
	人権環境部 まち美化推進課 ふれあい啓発係 一井係長
	岩嵜主任
	福祉こども部 生活支援課 畑課長 中村副課長
	(京都府警察 警務部警務課治安総合対策室 岩﨑室長補佐
	京都府警察 警務部警務課治安総合対策室 吾郷係長)
	(傍 聴 者) 2名

令和4年度第1回宇治市個人情報保護審議会の開会に先立ち、市長から各委員へ委嘱状の 交付を行った。

- (1) 市長から各委員へ委嘱状が交付された。
- (2) 市長から挨拶が行われた。
- (3) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。

その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。

(1) 会長の選出

委員の互選により、檜垣委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われ た。

(2) 職務代理者の指名

会長の指名により、村中委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。

1 開会

- 2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)
 - (1) 本日の予定について
 - ア 令和3年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)
 - イ 防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用状況に ついて(報告事項)

- ウ 不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況について (報告事項)
- エ 生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱いについて(審議事項)
- オ 宇治市個人情報保護条例の改正に向けて(報告事項)

(2) 資料説明

事務局から、「令和3年度個人情報保護制度運用状況」「防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用状況」「不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況」「生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱い」「宇治市個人情報保護条例の改正に向けて」についての資料の説明を行った。

- 3 報告事項 令和3年度個人情報保護制度運用状況について
 - (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
 - (2) 質疑応答

質疑なし

- 4 報告事項 防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用 状況について
 - (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
 - (2) 質疑応答

(主な発言内容)「○:委員、→:実施機関」

- ○防災・防犯カメラの画像の提供をしてほしい理由はどのようなものがあるのか。
- →警察の捜査事項照会に基づいて提供している。
- ○令和3年度は捜査事項照会のみだったのか。
- →

 そうである。
- ○防災・防犯カメラは、全てのカメラがライブ映像なのか。
- →

 そうである。
- ○画像の提供件数と依頼件数は同じなのか。
- →事前に連絡があり、すでに保存期間が過ぎている場合等は事前に提供できないと断っている。 昨年度において、データが残っている場合は、全て提供している。
- ○現在設置している防犯カメラの数は多くないという認識か。
- →京都府下で比較した場合、多くはない。
- ○予算の都合などもあると思うが、将来的には防犯カメラを増やした方がよいという認識なのか。

- →どこまで増やせばよいかは難しいが、ボランティアの方々が見守っていることもあり、 それを補うものとして防犯カメラを使用している。令和3年度においては、各中学校に 設置をした。
- ○過去にひったくりが連続して発生した場所に設置した防犯カメラはあるのか。
- →防犯カメラの設置にあたっては、警察からの意見等を踏まえて決めており、そのような 場所もあると思う。
- 5 報告事項 不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況について
 - (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
 - (2) 質疑応答

(主な発言内容)「○:委員、→:実施機関」

- ○監視カメラは常時録画しているのではなく、不法投棄があったときのみ録画している のか。
- →カメラはセンサー感知式になっており、常時録画しているのではなく、通常のゴミを出 しに来た人を感知した場合も録画を開始する。
- ○7頁の表にある特記事項の「一定効果あり」という基準はどのようなものか。
- →設置期間中は不法投棄がなかったが、設置期間終了後は不法投棄がなくなったかについての調査を行っていないので「一定効果あり」と記載している。
- ○実施機関の「一定効果あり」の基準の説明では、「一定効果あり」ではなく「設置期間中に不法投棄は見られなかった」というような表記が正しいのではないか思う。
- ○設置期間終了後に不法投棄があり、同じ場所で再び監視カメラを設置した場合どうな るのか検証すべきではないか。
- →現状、追跡調査はしておらず、市民からの連絡だけで情報を得ている。
- ○市民から監視カメラの設置期間終了後に再び不法投棄があったという連絡はなかった のか。
- →それが8番と12番である。8番が最初に監視カメラを設置したときで、12番は8番で設置した監視カメラを撤去してから約2か月後に、市民からの連絡で設置したものになる。
- ○監視カメラの存在はわかるものなのか。
- →「不法投棄監視カメラ録画中」と書いた看板を掲示している。
- ○監視カメラの台数が限られているので、監視カメラの設置期間や設置場所をランダム にするというのも効果があると思う。
- ○録画時間が30秒ということだが、30秒あれば十分という理解でよいか。
- →問題ないと思っている。通常のゴミを出しに来た人を録画するため、人の出入りが激しいと30秒の録画ではSDカードの容量がすぐにいっぱいになる。そのような場所は週に一度データを確認し、録画時間を少し短くして少しでも多くSDカードに保存で

きるように調整している。

- ○録画して30秒が経過した後、同じ人がその場所に映っている場合はもう録画しない ということか。
- →インターバルはあるが、動きを感知すればもう一度30秒間の録画が開始される。
- ○SDカードのデータの処理はどのようなものか。
- →監視カメラの端末やパソコンでSDカードのデータを消去している。
- 6 審議事項 生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取 扱いについて
 - (1) 実施機関から、資料に沿って、諮問内容等について説明が行われた。
 - (2) 事務局から、資料に沿って、本件における個人情報の取扱いと個人情報保護条例との関係等について説明を行った。
 - (3) 質疑応答

(主な発言内容)「○:委員、→:実施機関、⇒京都府警察」

- ○京都府警察から収容情報の連絡を受けてから市が生活保護の支給を停止決定するまで どのくらいかかるのか。
- →京都府警察から連絡を受けてから生活支援課で事実確認をし、速やかに停止決定を行う。
- ○その日のうちにか。
- →確認がとれたら即日である。
- ○事件等で捜査されて検察官送致されている時点で、生活保護を受けているかどうか警察が収集することは、捜査目的以外の収集ではないのか。
- ⇒京都府警察としては、宇治市の行政事務を支援するために本人に対して生活保護を受けているかどうか、という確認はしない。京都府警察の本来の目的は捜査であり、取り調べ、勾留、捜索、本人の申述、持ち物等で宇治市から生活保護を受けていることを把握した場合にのみ、勾留決定を受ければ、宇治市に通知する。
- ○本人の承諾を得ていたら問題ないと思うが、要配慮個人情報の第三者提供になるのではないか。
- ⇒目的外提供ということになるため、本件については京都府の個人情報審議会に2月7日付で諮問し、5月19日付で答申を得ている。提供する個人情報を限定しており、提供する対象者についても申述や所持品等で把握した場合に限定している。
- ○勾留決定が出たあと、何日間拘束されるという考えなのか。
- →勾留決定の通知があった段階で、事実確認をし、収容された日に遡って生活保護の停止 処分を行う。その後、何らかの事情で起訴されずに、釈放されるような事案の場合に は、釈放の日に遡ってまた生活保護の再開を行うことになる。
- ○勾留延長されなくて、途中で終わったときは、遡って適用するという通知が来るのか。

- →今のところそのように考えている。生活保護の停止の決定通知については、収容されている留置施設に「停止決定」の通知を送付する。その際、もし釈放された場合には福祉事務所に相談に来るように書いた文書を同封し、釈放された段階で、本人が福祉事務所へ申し出をする。
- ○保釈のときはどうなるか。
- ⇒勾留後の保釈の場合は、京都府警察としては勾留決定としているので、その段階で通知する。
- →起訴された場合については、逮捕・収容された段階で生活保護の一旦停止ということに 向けて動くが、起訴された段階で生活保護の廃止の決定をする。起訴された後に保釈さ れた場合については、生活保護の廃止がされているので、改めて生活保護の申請手続が 必要になり、本人からの申し出に基づいて生活保護の申請を受理する。
- ○協定書第7条第2項には「第2条ただし書の規定による場合であっても、照会を行うことができる」と規定されているので、生活保護上の行政照会がされた場合には、たとえ捜査上の支障があったとしても、回答はするのか。
- ⇒捜査上の支障がある場合、宇治市に対して通知はしておらず、把握する手段がないということで、生活保護上の行政照会ができる。ただし、照会ができるというだけであって、京都府警察に回答を義務付けるものではない。宇治市から照会が来た段階で、捜査上に支障があれば、やはり回答は控える。ただし、支障が無くなった段階で、宇治市に対しては、起訴までの段階で通知する。
- ○生活保護法上の行政照会制度と収容情報通知制度のすみわけについて確認したい。 行政照会が仮に宇治市から京都府警察にあったとして、捜査に支障がある場合は回答 を差し控える。その後、支障が無くなった時点で、過去の照会に改めて回答するという 事例はあるということなのだが、事後になって捜査に支障がなくなった時点で通知を するのは、この収容情報通知制度の範囲内なのか。
- →範囲内である。
- ○協定書で大枠を定めたとき、条例等の関係で変更があるときはどうなるのか。
- ⇒京都府警察に関しては、ある機関が何かの目的をもって結ぶ「協定」が法律や条例を除いて上位となる。そこで大枠を定め、さらに具体的に定めるとなると覚書や合意書で、これまで様々な自治体と結んでいる。
- →京都府警察と協定の結び直しをしていない。例えば条例では経緯が分かるので、当時の 文言がどうだったか明確に分かるため、基本的には協定の結び直しはしていない。
- ○宇治市の個人情報保護条例が改正されて新しい条例となった場合、今の手続きとは全 く異なるのではないかという懸念があるが、そこはどうなのか。
- →協定を結んだ当時の条例に基づくものということで、沿革については履歴が残り、宇治 市ではこの協定に限らず、様々な契約のところで変更によって支障がでるかと思うの で、そこは担当部署と協議しながら、京都府警察とも協議を進め、変更が必要なのか検

討していく。現状で言うと、協定の附則などは必要ないと考えている。

- ○「二重の保護」は実際にどれくらい発生しているのか。
- →把握している者は年間5件未満である。金額にすると30~40万円である。
- ○京都市はすでに協定を結んでいるとのことだが、京都府下の他の市町村の現状はどう なっているのか。
- ⇒この制度について昨年、京都府下の自治体への調査を京都府に依頼した。まだはっきり としておらず、どこの自治体かはお伝えできないが、構築したい自治体や検討したい自 治体がある。
- ○他の県警などと協定を結ぶこともありえるのか。
- ⇒この制度は京都府下が全国で2番目となっており、1番目は平成26年から大阪府警が大阪府下の9町村以外の各自治体と協定を結んでいると聞いている。
- ○「二重の保護」の問題はこれまでも存在していたと思うが、今になって未然に防止する 方向に動き出した背景は何なのか。
- ⇒きっかけは京都市との協定である。京都市は政令都市の中では生活保護受給者の割合が高く、「どこの警察署に照会したらよいかわからない」、「収容された情報を把握する手段がない」といった状況で大阪府警が大阪府下の自治体と収容情報通知制度を構築していることを知り、京都府警察に相談があった。京都市の申し入れを受けて制度構築に至った。宇治市はこの制度を知らなかったと思うが、先程述べた京都府からの調査において、このような制度があり、必要であれば制度構築するといった中で、今回宇治市に京都府警察から通知することになった。
- ○準抗告で1~3日、早くてその日中に解除されており、この制度を構築する意義がどこまであるのか。個人情報保護の観点からとても心苦しい制度ではあると思う。
- (4) 答申については、次回の審議会で行う。
- 7 報告事項 宇治市個人情報保護条例の改正に向けて
 - (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
 - (2) 質疑応答

(主な発言内容)

- ○次回の審議会において事務局がほとんど完成したものを報告するということか。
- →条例案そのものを次回の審議会で示すのは難しいと思うが、骨子の部分については報告しようと思っている。
- ○審議会への報告が予定されているが、審議会で何を議論すればよいのか。
- →今回の個人情報保護法の改正は、審議会のあり方自体にも影響するので、概要の説明などを予定している。
- ○条例自体は全部廃止になるのか、現行の条例を改正する形で手続きをするのか、方向性

があれば教えてほしい。

- →確実な方向性は決まっていないが、現行の個人情報保護条例を廃止した上で、新たな条 例を作るということが多いと認識している。
- 8 その他連絡事項等について
 - ア 次回の審議会の日程は8月上旬か中旬に予定しているので、日程調整を改めて案内する旨の説明を行った。
 - イ 平成30年3月に答申が確定した「学校警察連絡制度」における個人情報の取扱いの運用状況について、この答申を受けた経緯を説明し、本人と保護者の同意なく提供されたものの実績は、現時点ではない旨を事務局から報告した。
- 9 閉会

(会長署名)